

## 規制改革推進会議（第17回）終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成29年5月16日（火）11:05～11:27

2．場所：合同庁舎4号館4階共用408会議室

3．出席者：

（議長）大田弘子

4．議事概要：

大田議長 お待たせいたしました。

きょうの規制改革推進会議は、議題は3つです。タスクフォースで検討しておりました労働基準監督業務の民間活用について、2つ目が答申案について審議をいたしました。3つ目が規制改革ホットラインです。

まず、労働基準監督業務の民間活用については、お手元の「取りまとめ」と書かれた資料にこれまでの審議の過程、必要なデータ、委員からの意見、それに対する厚生労働省からの意見、全てが書かれておりますので、これをごらんいただければわかりいただけると思います。

きょうの審議では、このタスクフォース取りまとめについて、資料15ページに書かれた「タスクフォースにおける検討結果」について委員の了解が得られ、この内容を答申に盛り込むことといたしました。

委員から出た質疑について紹介いたします。

検討結果では、第一に、36協定を届けていない事業所に対してアンケートと申しますが、自主点検票というものを配って、これが提出されていなかった、あるいは内容に問題があったところを民間が調べて、そして、同意が得られたところに民間が確認を行ったり、相談指導を実施したりする。そして、これに応じなかった、あるいは問題があった場合は監督官が出て行って監督業務を行うということです。第二に、実効性を確保するためにいかなることをやるか。例えば罰金をふやすとか、そういうことについては、今期は合意を得られておりませんので、引き続き検討する。もう少し時間をかけて検討することになっております。この検討結果に対しての質問で、民間事業者はどのような業者を想定しているのか、と。回答は、社会保険労務士や企業で長く労務担当をやって来られた方を雇っている事業者です。一般の事業者であって、業種は問いません。これを一般競争入札で選ぶことになります。

次に、民間の活用の規模について、何人ぐらいを入れるのかという質問がありました。これに対しては、36協定を届けていない従業員10人以上の事業所が47万6,000事業所あるということで、ここにまずアンケートをやり、その回答結果を見て確認及び相談事業をやるわけですから、相当の規模になるだろうと思われま。雇用保険の特会も活用しながら行

っていくということです。実施時期につきましては、来年度予算措置を行い、再来年度から実施していくことになります。

もう一つ質問がありました。委員が要望したことのひとつに「チーム監督」がありました。労働基準監督官は基本的には単独で事業所に立ち入っており、規模が大きかったり、問題を抱えたりする事業所の場合に2人以上になるそうです。委員の主張としては、複数で入ったほうが時間が短縮されてより多くの事業所を回れますし、場合によっては危険を伴う場合もありますので、民間との組み合わせによりチームで行ってはどうかというものでしたが、これについては合意ができませんでした。そこで、チーム監督はなぜダメなのかという質問がありました。この回答として、あくまで民間の活用は監督官が行う業務とは切り離して行うというのが厚生労働省のスタンスである、と。監督官の立ち入りは公権力の行使であり、問題が多い場合はそのまま司法処分になりますから、この部分には民間を入れない、民間はあくまで前さばきといいますか、監督官が入る前の段階で問題事業所を抽出していくという役割にとどめるというのが厚生労働省の考え方であったため、この点は合意がとれなかったということです。

以上が出されました質疑です。

2番目の答申案についてはお手元に3枚ものの構成案がございます。内容については作成の過程にありますので、目次について議論をいたしました。格別のご意見はありませんでした。

規制改革ホットラインは、4月30日までのホットラインの状況について説明がありました。これについても格別の意見、質問はありませんでした。

私からは以上です。

事務局 議長、補足を1点よろしいですか。

大田議長 お願いします。

事務局 労働基準監督業務の民間活用の実施時期でございますけれども、予算が必要だということで、この夏に予算要求をし、予算が取れば、来年度開始の予定です。

大田議長 29年度の予算を年央で取るわけですか。

事務局 これからの予算要求の結果、予算が取れば、来年度、30年度に開始をすると聞いております。

大田議長 今年度、年央で予算要求をして、来年度から実施ということです。失礼しました。先ほど申し上げた「来年度予算措置、再来年度から実施」を「今年度予算措置、来年度から実施」に訂正します。

司会 それでは、御質問がある方は挙手の上、お名前と御所属をおっしゃっていただいて、簡潔にお願いいたします。

どうぞ。

記者 幾つかあるのですが、第1次答申の構成案のところ「森林・林業及び水産業について」というのが農業分野に入っているのですが、具体的にこれはどのようなこ

とをこれから議論していくのかということと、あと、ここの答申案に書いてあることはこの1年で議論してきたことが中心だと思うのですが、林業だとか漁業の話というのはつい先ほど出てきた話だと思うのですが、なぜこれがこの6月の答申に盛り込まれるのか、その辺を教えてください。

大田議長 農業に関しては、法整備を含め時間がかかりましたので、次のテーマになかなか行けなかったわけですが、先日、林業と漁業の議論をスタートさせました。審議を行うということは決めておりますので、この段階で答申に盛り込むということです。

内容についてポイントを事務局から説明していただけますか。

司会 ここに何を記載する事項かということとはともかくといたしまして、前回開催されました農業ワーキング・グループにおきまして既にブリーフィング済みであります。重ねて御説明いたしますと、農林水産省から水産業に関する状況の御説明と森林・林業施策に関する現状と課題の御説明があり、それぞれについて資源管理の問題でありますとか、担い手不足など、他の農業分野と共通の成長産業化に向けたやり方についての担当省庁からの御説明があり、委員において議論がされたということでございます。結びの言葉として座長から、農林水産省からその日に御提示がありました諸課題についてその場で共有できたということと、今後こういった課題を中心に丁寧にしっかりと幅広い方々の意見を聞きながら規制改革推進会議としても来期以降、検討する必要があると思っておりますので、今期の答申に盛り込むことについて検討していきたいという御説明がありました。以上、前回のワーキング・グループの後にブリーフィングした内容とほぼ同じです。

大田議長 前回のワーキングは私が出られませんでしたので、事務局に補足してもらいましたが、キーワードは成長産業化です。林業も今、伐採できる状況にある木材がたくさんありますし、水産業も非常に豊富な資源に恵まれているわけですね。これを生かして、より成長産業にしていく。あわせて、今後持続的にやっていくための資源確保と担い手の確保をやっていくということが共通するキーワードになるかと思います。これはスタートを切ったというところであり、それが答申に書かれるということです。

司会 ほかはいかがですか。

記者 追加で、この骨子の中で目玉みたいなものはどのようなところになるのか議長の考えを教えてください。

大田議長 やはり今回はデジタル化をきちんと進めるというのが一つの柱になっておりまして、では、どこでデジタル化がおくれているかというところを聞くと、最もおくれているのは行政分野なのです。行政分野がおくれていると、民間でデジタル化を進めてもなかなか生産性が上がっていかないということで、行政分野に本格的に切り込んでいくというのが一つの柱になります。こ行政手続部会を新たに設置して、数値目標を定めて、手続コストをカットしていくということがありますし、投資等ワーキングでも年末調整を初め、企業が行っている手続、企業の行政手続をデジタル化で削減していくというのが一つの柱になります。農業では、御案内のように生乳改革、農協改革、生産資材の改革について、

立法措置を含めてやっていくということです。それから、介護サービスについて、利用者の立場に立って、まず介護が必要になった入り口段階でどうしたらニーズに合ったサービスをメニューとして組み、保険内、保険外サービスを組み合わせてどうしたらニーズに合った形でサービスを得られるか、というところに焦点を当てて議論をいたしました。それから、きょう御説明した労働基準監督業務。まさに働き方改革で長時間労働に本格的に是正の策が入ろうとしておりますので、これを事後的にきっちり管理していくという部分において労働基準監督業務で民間を活用するということです。また、民泊サービスの法案に向けての審議とそれとあわせて行った旅館業法の改正、といったところでしょうか。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかにございますか。

どうぞ、奥の方。

記者 答申の構成案について伺いたいのですが、3番の「医療・介護・保育分野」を拝見していると、検討の視点というところで「社会保険診療報酬支払基金に関する見直し」というものがあって、次のフォローアップを見ていますと、「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」となっているのですが、これは2つが密接にかかわり合っているものと認識しているのですが、これはフォローアップではなくて新規事項に当たる部分にこのように分けて書かれているというのはどういう使い分けを想定しているのでしょうか。

大田議長 支払基金の効率化というのは前々から議論していて、前の規制改革会議では、支払基金の審査の体制をゼロベースで見直すという提言をしました。これを受けて有識者会議ができて、その報告ができた。ここまではフォローアップです。これ加えて、新しいテーマとして例えば保険者も直接審査できるような体制を今回のシステム刷新とあわせてつくっていかねばならないという、今後のシステム刷新への具体的な要求事項を新たに審議し、意見書を出しました。意見書では、これはフォローアップになりますけれども、前の規制改革会議で要望したことの中で、47都道府県にある支部をどうするのか、審査の一元化をどうするのかということについては結論が出ていませんでしたので、改めてその必要性を主張しました。したがって、フォローアップにとどまらない部分が含まれているということで、新たな項目にもしてあります。

記者 新薬の14日間処方日数制限に関しては両方とも、フォローアップも新規事項も同じ書き方になっていると思うのですが、こちらは。

大田議長 これは、事務局でお答えいただけますか。

事務局 医療・介護・保育担当でございます。

考え方としては、前回、閣議決定で出されたもののフォローアップと中身的には同じものでありますけれども、新たな議論が追加されて、そういったものを組み込む形で今度は改めて改革の実施計画に織り込んだということで、中身的には一緒なのですが、細かく読んでいただくと、これはまた後日ですけれども、新たな視点が加わっているということが

おわかりいただけと思います。

大田議長 つまり、閣議決定で何年度までに検討し、何年度に措置するということが書かれているわけです。したがって、検討したという事実をもって実行されたということも言えるわけですが、その検討された中身を見て、改めて提言を行うということがありますので、その場合は新規項目としても掲載しているということです。新たに含まれた内容を持っているということです。

記者 答申の今後のスケジュールなのですけれども、次回会合で決定というイメージでよろしいですか。

大田議長 そうです。総理に答申を提出いたします。

記者 最後にもう一つ、介護の部分なのですけれども、前回の自民党の社会保障の特命委のほうでいろいろと御意見があったようなのですが、そのあたりはどのように了解をとりつけていくとか、調整を図っていくとかという作業は現在何か進めていらっしゃるのでしょうか。

大田議長 まだ厚生労働省との間で調整を進めている段階ですので、特別に自民党PTで出た意見のそれぞれに答えるということではなくて、あくまで私どもとしては厚生労働省との間で調整を進めていくということです。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

記者 この構成案なのですけれども、今回の答申では何項目ぐらいという言い方ができるのかということと、目次については意見は出なかったということなのですが、ここから減る可能性、ここからかわる可能性はあるのでしょうか。

大田議長 まず、目次についてはこれで了解も得られましたので、かわる可能性はありません。

司会 若干の表現上の修正というのは技術的に、この後まだまだ時間がございますので、実務上の修正はあるかもしれませんが、そういう御趣旨の御質問ではないですね。項目立てとしてということですね。

大田議長 そうですね。例えば漢字と平仮名の書き方を統一するとか、そういうところはあるかもしれないということです。

もう一つは何でしたか。

司会 項目数ですけれども、まだそれは。

大田議長 項目数の数え方はなかなか難しく、例えば投資等ワーキングの「次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し」などはかなりの項目数になります。

これは、どういうお答えをすればいいでしょう。

司会 後日ですね。

大田議長　そうですね。今の時点で私自身数えておりませんので、もうしばらくお待ちください。

司会　答申の中に書きます。

大田議長　答申には数字を書くようにいたします。

司会　ほかはいかがですか。

よろしいでしょうか。

大田議長　ありがとうございました。